

# 第18回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 第15回宮城県危機管理対策本部会議

日 時：令和3年1月9日（土）

午後3時から

場 所：行政庁舎4階 特別会議室

### ◇ 次 第 ◇

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について
- 3 新型コロナウイルス感染症患者発生状況等について
- 4 本県における新型コロナウイルス感染症対策について
  - (1) 外出の自粛要請について
  - (2) 営業時間短縮の協力要請の延長について
- 5 G o T o キャンペーンに関する対応について
- 6 その他

### < 配 付 資 料 >

- 【資 料 1】 新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について（内閣官房事務連絡）
- 【資 料 2】 基本的対処方針の主な変更内容について（第51回政府対策本部会議資料抜粋）
- 【資 料 3】 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（内閣官房事務連絡）
- 【資 料 4】 新型コロナウイルス感染症患者発生状況等について
- 【資 料 5】 外出の自粛要請について
- 【資 料 6】 第2期新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請について
- 【資 料 7】 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）
- 【資 料 8-1】 せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン及び仙台・宮城すずめのお宿キャンペーンの一時停止の延長について
- 【資 料 8-2】 G o T o イートキャンペーン事業の取扱いについて
- 【資 料 9】 新型コロナウイルス感染症の発生状況及び対応状況について

宮城県新型コロナウイルス対策本部会議出席者名簿  
宮城県危機管理対策本部会議出席者名簿

<本部員>

役職	職	氏名	備考
本部長	知事	村井 嘉浩	
副部長	副知事	佐野 好昭	
〃	副知事	遠藤 信哉	
本部員	教育長	伊東 昭代	
〃	公営企業管理者	櫻井 雅之	
〃	総務部長	大森 克之	
〃	震災復興・企画部長	佐藤 達哉	
〃	環境生活部長	鈴木 秀人	
〃	保健福祉部長	伊藤 哲也	
〃	経済商工観光部長	千葉 隆政	
〃	農政部長	佐藤 夏人	
〃	水産林政部長	小林 徳光	
〃	土木部長	佐藤 達也	
〃	会計管理者兼出納局長	宮川 耕一	
〃	警察本部長	千野 啓太郎	
〃	危機管理監	千葉 章	

所属	職	氏名	備考
宮城県医師会	会長	佐藤 和宏	
仙台市医師会	会長	安藤 健二郎	
東北大学病院	院長	富永 悌二	
仙台市	新型コロナウイルス感染症対策調整担当局長	會田 義克	

(敬称略)

## 基本的対処方針の主な変更内容について ( 概 要 )

### 1. 緊急事態宣言の発出 (3頁)

区域：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

期間：令和3年1月8日から令和3年2月7日まで

### 2. 緊急事態措置の具体的内容

#### ① 外出の自粛 (14頁)

不要不急の外出・移動自粛の要請、特に、20時以降の外出自粛を徹底

#### ② 催物 (イベント等) の開催制限 (14頁、別途資料参照)

別途通知する目安を踏まえた規模要件等 (人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等) を設定し、要件に沿った開催の要請

#### ③ 施設の使用制限等 (15頁)

- ・ 飲食店に対する営業時間の短縮 (20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする。) の要請
- ・ 関係機関とも連携し、営業時間短縮を徹底するための対策強化
- ・ 飲食店以外の他の特措法施行令第11条に規定する施設 (学校、保育所をはじめ別途通知する施設を除く。) についても、同様の働きかけを行う
- ・ 地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」による、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県に対する支援

#### ④ 職場・出勤 (16頁)

- ・ 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務 (テレワーク) 等を強力に推進
- ・ 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制

#### ⑤ 学校等 (17頁)

- ・ 学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、感染防止対策の徹底を要請
- ・ 大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的

実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応

- ・部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請

### **3. 緊急事態宣言発出・解除の考え方**

緊急事態宣言の発出及び解除の判断にあたっては、以下を基本として判断。その際、「ステージ判断の指標」は、目安であり、機械的に判断するのではなく、総合的に判断すべきことに留意

#### **(緊急事態宣言発出の考え方)**

国内での感染拡大及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、分科会提言におけるステージⅣ相当の対策が必要な地域の状況等）を踏まえて、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断

#### **(緊急事態宣言解除の考え方)**

国内での感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、緊急事態措置を実施すべき区域が、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域になっているか等）を踏まえて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断

なお、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで継続。

### **4. その他の主な変更事項**

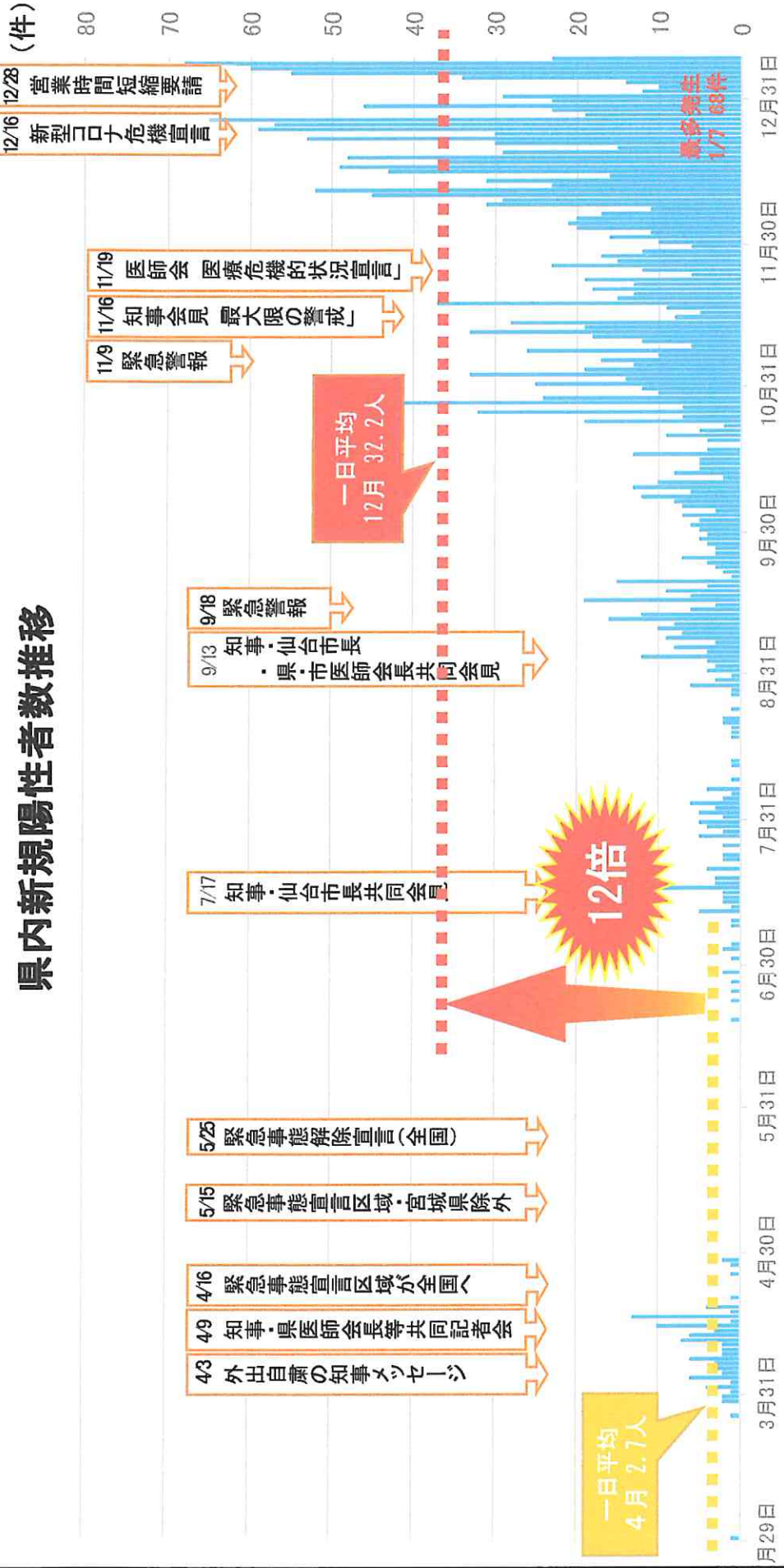
- ・変異株の関係（7頁等）
- ・ワクチン・予防接種の関係（8頁等）
- ・「感染リスクが高まる「5つの場面」」の関係（10頁等）
- ・クラスター対策の強化（歓楽街、外国人支援等）（21頁等）
- ・医療機関、高齢者施設等への積極的な検査（27頁等）
- ・偏見・差別等への対応関係（30頁等）

# 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等 (1)

## 資料 4

令和3年1月8日現在

### 県内新規陽性者数推移



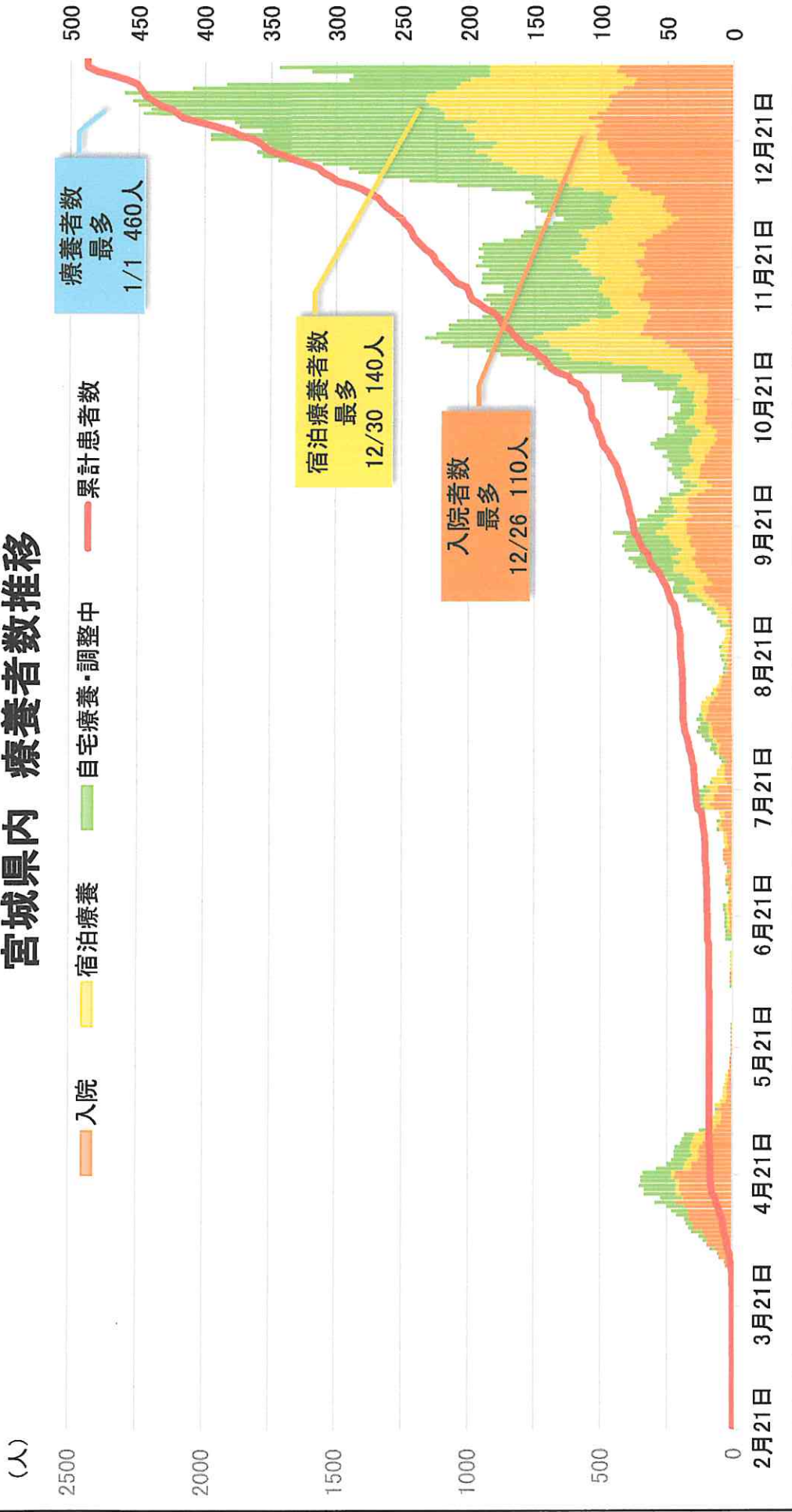
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
県内患者新規発生数	1	6	81	0	6	66	48	199	321	486	998	276	2,488
一日当たり	1.0件/日	0.2件/日	2.7件/日	0.0件/日	0.2件/日	2.1件/日	1.5件/日	6.6件/日	10.4件/日	16.2件/日	32.2件/日	34.5件/日	7.7件/日
死亡者	0	0	0	0	1	0	1	0	0	8	6	1	17

※県外確認、検疫所確認を除く  
※陽性判明日を基準に算定

# 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等 (2)

令和3年1月8日現在

## 宮城県内 療養者数推移



合計	療養中				療養終了	死亡
	入院	宿泊療養	自宅療養	調整中		
2,488人	92人	100人	19人	188人	2,072人	17人

# 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等（3）

令和3年1月8日現在

陽性者の内訳＜陽性者の現在の状況＞

	陽性者 総計	県発生患者		検疫所 確認患者	県外 確認患者	合計
			うち 仙台市分			
内 訳	入院中	2,488人	1,653人	8人	2人	2,498人
	宿泊療養中	92人	64人	0人	0人	92人
	自宅療養中	100人	56人	0人	0人	100人
	療養・入院調整中	19人	16人	0人	0人	19人
	退院・療養解除	188人	148人	0人	0人	188人
		2,072人	1,359人	8人	2人	2,082人
	死亡	17人	10人	0人	0人	17人

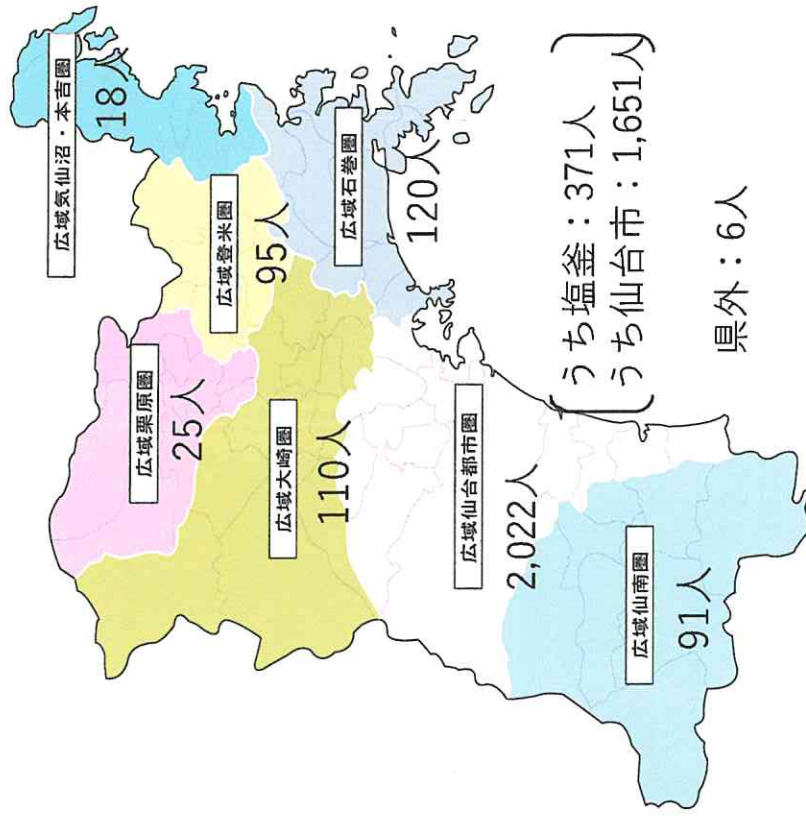
※数値は県・仙台市のHP公表最新値の合計

# 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等(4)

令和3年1月8日現在

<保健所管轄別陽性者数>

	人数
仙南保健所管内	91人
塩釜保健所管内	371人
大崎保健所管内	110人
栗原保健所管内	25人
登米保健所管内	95人
石巻保健所管内	120人
気仙沼保健所管内	18人
仙台市	1,651人
県外	6人
非公表	1人
総計	2,488人





## 受入可能病床数

	受入可能病床	
	全入院者	うち重症者
時点	1/7	1/7
使用率	44.4%	46.7%
実績 (使用病床数)	87床	7床
母数 (受入可能病床数)	196床	15床

# 医療提供体制・監視体制・感染の状況に係るステージ移行指標(新型コロナウイルス感染症対策分科会)に係る本県の状況

項目	【医療提供体制】						【監視体制】			【感染の状況】		
	①病床のひっ迫具合						②療養者数 (対人口10万人)	③陽性者数※ /PCR検査件数 (最近1週間)	④直近1週間の陽性者数 (対人口10万人)	⑤直近1週間とその前1週間との比	⑥感染経路不明な者の割合	
	全入院者		重症患者		重症患者							
	確保病床 使用率	確保想定 病床使用率	確保病床 使用率 【重症患者】	確保病床 使用率 【重症患者】	確保想定 病床使用率 【重症患者】							
<b>指標値</b>	25.2%	19.3%	16.3%	10.8%	10.8%	14.9人	11.2%	6.7人	0.7	12.5%		
ステージⅢの指標	25%	20%	25%	20%	20%	15人	10%	15人	1	50%		
ステージⅣの指標		50%		50%	50%	25人	10%	25人	1	50%		

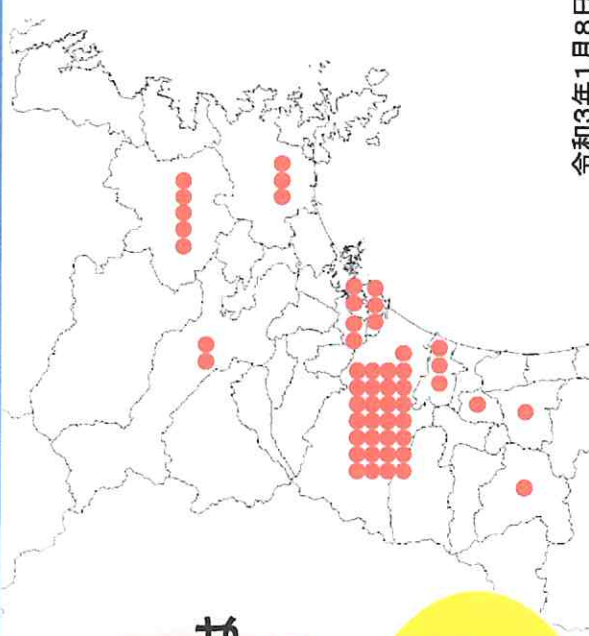
(参考1) 指標値算出のための実績値等

時点	1/7	1/7	1/7	1/7	1/7	1/7	1/1 ~1/7	1/1 ~1/7	1/1 ~1/7 12/25 ~12/31	1/1 ~1/7	12/26 ~1/1
実績	87床	87床	7床	7床	7床	343人	94人※	154人	154人	154人	25人
母数	345床	450床	43床	65床	65床	2,306千人	839人	2,306千人	230人	230人	200人

※陽性率を算出するための陽性者数については、行政検査による陽性判明者数としている

# クラスター発生事例

事例別件数	所在地別件数
<ul style="list-style-type: none"> <li>接待を伴う飲食店(13)</li> <li>高齢者施設(11)</li> <li>酒類提供飲食店(10)</li> <li>飲食店(5)</li> <li>学校(3)</li> <li>保育施設(1)</li> <li>英会話教室(1)</li> <li>医療機関(1)</li> <li>児童関連施設(1)</li> <li>専門学校(1)</li> <li>自治体庁舎(1)</li> <li>遊興施設(1)</li> <li>工場(1)</li> <li>宿泊業(1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仙台市(29)</li> <li>登米市(5)</li> <li>名取市(3)</li> <li>多賀城市(3)</li> <li>石巻市(3)</li> <li>塩竈市(2)</li> <li>利府町(2)</li> <li>大崎市(2)</li> <li>角田市(1)</li> <li>白石市(1)</li> <li>柴田町(1)</li> </ul>



令和3年1月8日現在

11市町で  
合計52事例  
特に11月以降は  
34事例と多発

12月以降  
接待を伴う飲食店  
酒類提供飲食店  
で増加

事例数	事例	所在地	事例数	事例	所在地
4月(3)	1 酒類提供飲食店 2 英会話教室 3 保育施設	仙台市 仙台市 仙台市	10月 (6)	13 接待を伴う飲食店 14 医療機関 15 接待を伴う飲食店 16 児童関連施設 17 専門学校 18 高齢者施設	仙台市 利府町 仙台市 利府町 仙台市 仙台市
5月(0)					
6月(0)					
7月(2)	4 接待を伴う飲食店 5 飲食店	仙台市 仙台市			
8月(1)	6 高齢者施設	仙台市			
9月(6)	7 酒類提供飲食店 8 酒類提供飲食店 9 接待を伴う飲食店 10 接待を伴う飲食店 11 飲食店 12 接待を伴う飲食店	仙台市 多賀城市 塩竈市 多賀城市 塩竈市 多賀城市	11月 (14)	19 高齢者施設 20 自治体庁舎 21 酒類提供飲食店 22 飲食店 23 接待を伴う飲食店 24 遊興施設 25 学校 26 学校 27 高齢者施設 28 高齢者施設 29 高齢者施設 30 酒類提供飲食店 31 学校 32 高齢者施設	大崎市 仙台市 名取市 仙台市 名取市 石巻市 名取市 石巻市 仙台市 角田市 仙台市 仙台市 白石市 仙台市

事例数	事例	所在地	事例数	事例	所在地
			12月 (19)	33 工場 34 酒類提供飲食店 35 接待を伴う飲食店 36 飲食店 37 接待を伴う飲食店 38 宿泊業 39 高齢者施設 40 接待を伴う飲食店 41 酒類提供飲食店 42 酒類提供飲食店 43 接待を伴う飲食店 44 高齢者施設 45 高齢者施設 46 接待を伴う飲食店 47 酒類提供飲食店 48 飲食店 49 医療機関 50 酒類提供飲食店 51 接待を伴う飲食店	石巻市 仙台市 仙台市 登米市 仙台市 大崎市 仙台市 仙台市 仙台市 登米市 仙台市 登米市 仙台市 仙台市 柴田町 登米市 仙台市 仙台市 仙台市
1月 (1)	52 高齢者施設	登米市			

# 外出の自粛要請について

資料5

期間：令和3年1月9日から令和3年2月7日まで

特措法第24条第9項に基づき、県民に対し、**特定都道府県(※)への不要不急の移動は避けるようお願いします。**  
**特定都道府県以外の地域への移動については、現地の感染状況を踏まえ、慎重に判断をするようお願いします。**

※特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）

令和3年1月8日時点：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

## 第2期 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請について

新型コロナウイルス感染症対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請

1 対象期間	令和3年1月12日（火） 午後10時から 令和3年1月27日（水） 午前 5時まで
2 対象施設	（食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設） ① 接待を伴う飲食店 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に 該当する営業を行う店舗 ② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）
3 対象区域	仙台市青葉区国分町2丁目及び同区一番町4丁目 （定禅寺通、広瀬通、東二番丁通、晩翠通に囲まれた区域）
4 要請内容	午前5時から午後10時までの時間短縮営業

※2～4は、令和2年12月28日から令和3年1月12日までの要請内容と変更ありません。

■ 時短要請相談窓口（コールセンター） 電話 022-211-3540  
受付時間 毎日 9:00～17:00

# 営業時間短縮の対象区域



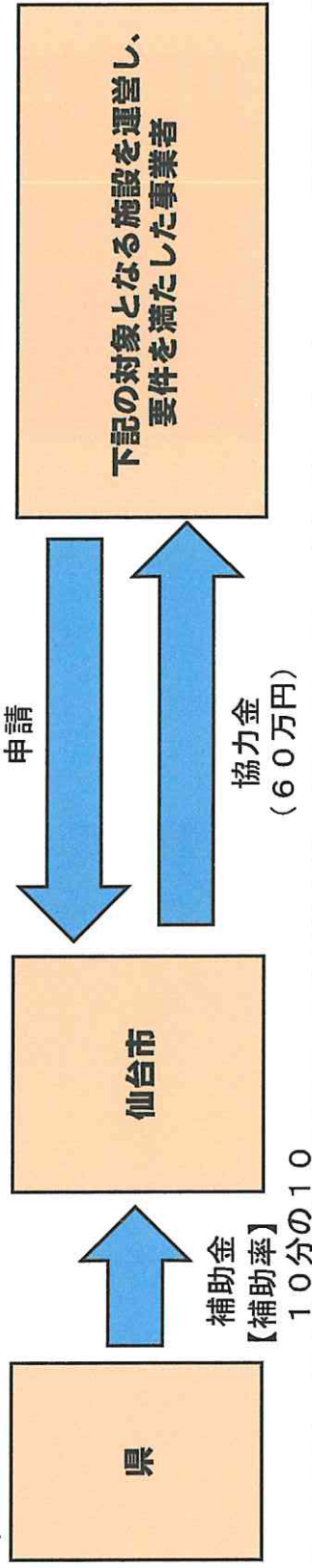
# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）

（1月12日午後10時～1月27日午前5時実施分）

仙台市青葉区国分町2丁目及び一番町4丁目を対象区域として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年1月12日（火）午後10時から同月27日（水）午前5時までの間、午前5時から午後10時までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

◎支給額 1施設あたり60万円

◎実施スキーム



## 【対象となる施設】

- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている下記の店舗
- ①接待を伴う飲食店
- ※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗
- ②酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)

## 【対象となる要件】

- ◎令和3年1月11日(月)以前から開業しており、令和3年1月12日(火)午後10時から1月27日(水)午前5時の期間中に午前5時から午後10時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。
  - ※ 以前から、午前5時から午後10時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外
  - ※ 前回の要請(12/28～1/12)への協力の有無は不問
- ◎「新型コロナウイルス対策実施中ポスター」の取得及び掲示等

令和 3 年 1 月 9 日  
経済商工観光部

せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン及び  
仙台・宮城すずめのお宿キャンペーンの一時停止の延長について

国の Go To トラベル事業の全国的な一時停止について、1 月 7 日（木）に一時停止期間の延長が発表されたことを受け、同様に実施していた、本キャンペーンの取扱いについて、以下の措置を講じることとしました。

1 新規・既存予約の取扱い

令和 2 年 1 2 月 2 8 日（月）から令和 3 年 1 月 1 1 日（月）まで実施していた本キャンペーンの一時停止期間について、1 月 1 2 日（火）から、令和 3 年 1 月 3 1 日（日）チェックアウト分まで、本事業を利用した宿泊についても、本事業の適用を引き続き一時停止とします。

・一時停止期間

変更前 令和 2 年 1 2 月 2 8 日（月）～令和 3 年 1 月 1 1 日（月）

変更後 令和 2 年 1 2 月 2 8 日（月）～令和 3 年 1 月 3 1 日（日）チェックアウト

2 キャンセルの取扱い

既に予約済みの本事業を利用した旅行について、1 月 1 7 日（日）までの間無料でキャンセル可能とします。（利用者のキャンセル料負担はなし）

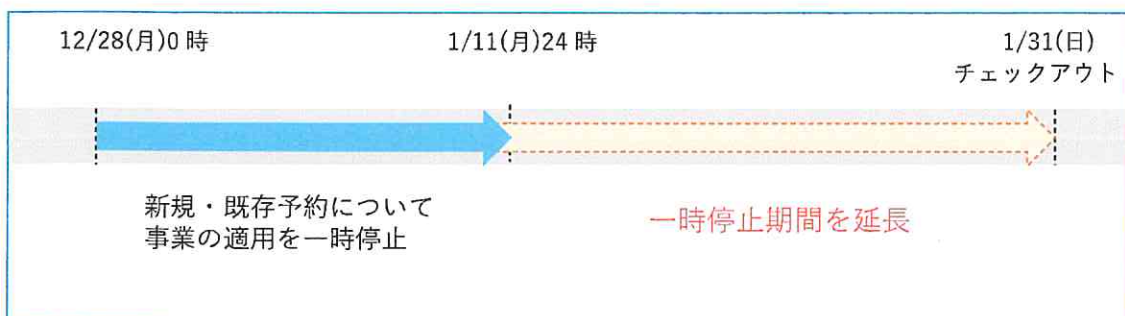
【キャンセル料の負担】

国の Go To トラベル事業に参加していない宿泊事業者（プラン）にあつて、上記の措置により既存予約のキャンセルを受けた参加事業者に対して、1 人泊当たり旅行代金の 5 0 %（上限 5, 0 0 0 円／人泊<sup>※2</sup>）に相当する額を、本事業の予算で負担します。

※1 1 月 1 2 日（火）から 1 月 3 1 日（日）の期間中の宿泊に係る予約であつて、1 月 9 日（土）午後 1 2 時まで予約されていたものに限る。

※2 1 旅行連泊の場合、1 人当たり合計 1 万円を上限とする

※3 Go To トラベル事業に参加している宿泊事業者（プラン）にあつては、国から負担されることとなりますので県では負担しません。





令和 3 年 1 月 9 日  
経 済 商 工 観 光 部

## GoToイートキャンペーン事業の取扱いについて

GoToイートキャンペーン事業に係る1月12日以降の取扱いについて、県内の感染状況等を踏まえ、下記のとおり農林水産省あて要請することとしました。

GoToイートキャンペーン事業について、令和2年12月28日から令和3年1月11日まで要請している以下の運用を、令和3年1月12日から令和3年1月26日まで延長するよう要請する。

なお、現場に混乱を招かないよう、関係事業者との調整及び飲食店・利用者への周知等に万全を期すようお願いする。

- ・ 食事券の販売を停止する。
- ・ 販売された食事券及び付与されたポイントの利用を控えるよう利用者へ呼びかける。

### 【参考：事業の概要・状況】

- ・ 発行予定数量 140万冊
- ・ 販売状況 約65万冊（約46%） ※令和3年1月5日現在
- ・ 食事券内容 1シート1,000円券×5枚=5,000円  
4,000円で購入（プレミアム分25%）
- ・ 購入上限 1人1回あたり購入価格20,000円（5シート）まで
- ・ 販売期間 令和2年11月16日～令和3年1月31日  
(令和3年2月末まで延長予定)
- ・ 利用期間 令和2年11月16日～令和3年3月31日  
(令和3年6月末まで延長予定)
- ・ 参加飲食店 約3,900店舗の登録あり ※令和2年12月28日現在
- ・ 販売窓口 県内約250か所